



下水道使用料の 改定について

令和8年9月 川越市上下水道局

川越市デザインマンホール蓋

(左：蔵造りの町並み 右：市制施行100周年記念)

INDEX

－ 目次 －

- 1 | 改定の背景
- 2 | 検討の経過
- 3 | 主な検討内容
- 4 | 改定の内容
- 5 | Q & A

INDEX

－ 目次 －

- 1** | 改定の背景
- 2 | 検討の経過
- 3 | 主な検討内容
- 4 | 改定の内容
- 5 | Q & A

1. 改定の背景

－(1) 事業環境

公共下水道事業を取り巻く環境の変化

- 令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における道路陥没事故をはじめ、下水道管に起因するとみられる道路陥没事故が全国的に発生

(令和4年度：全国で約2,600件発生 ※国土交通省資料より)

⇒ 老朽化による事故発生リスクの認識の高まり

- 節水機器の普及や進化、人口減少等により水需要が減少していることに伴い、
下水道の使用量が減少傾向にある
- 物価高騰により、下水管きよ等、公共下水道施設の維持管理や更新に要する
経費が増加傾向にある

図1：埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の様子



図2：川越市の点検で確認された下水道管きよ内のクラック



※出典：埼玉県復旧工法検討委員会資料

1. 改定の背景

－(2) 川越市の課題①

課題①：老朽化対策・耐震化の必要性の高まり

- 下水道管（管きょ）の老朽化が急速に進行しています。
 - 地震への備えとして耐震化の必要性が高まっています。
- 建設改良費の増大が見込まれています。

図1：管きょ老朽化率（法定耐用年数を経過した管きょ割合）

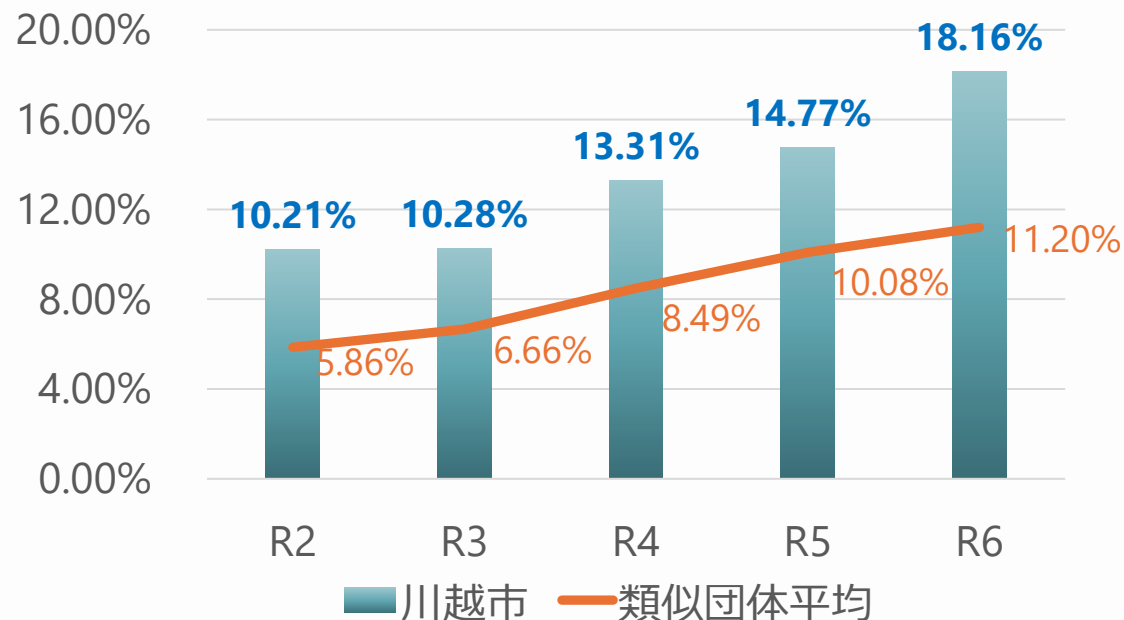
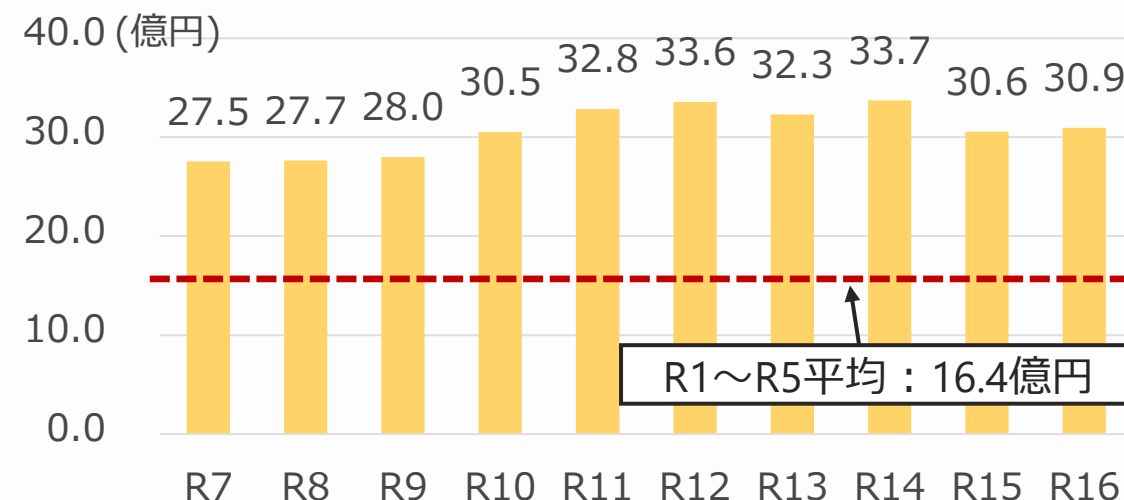


図2：建設改良費（施設の新規取得や改築等に要する経費）の見通し



※川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）をもとに作成

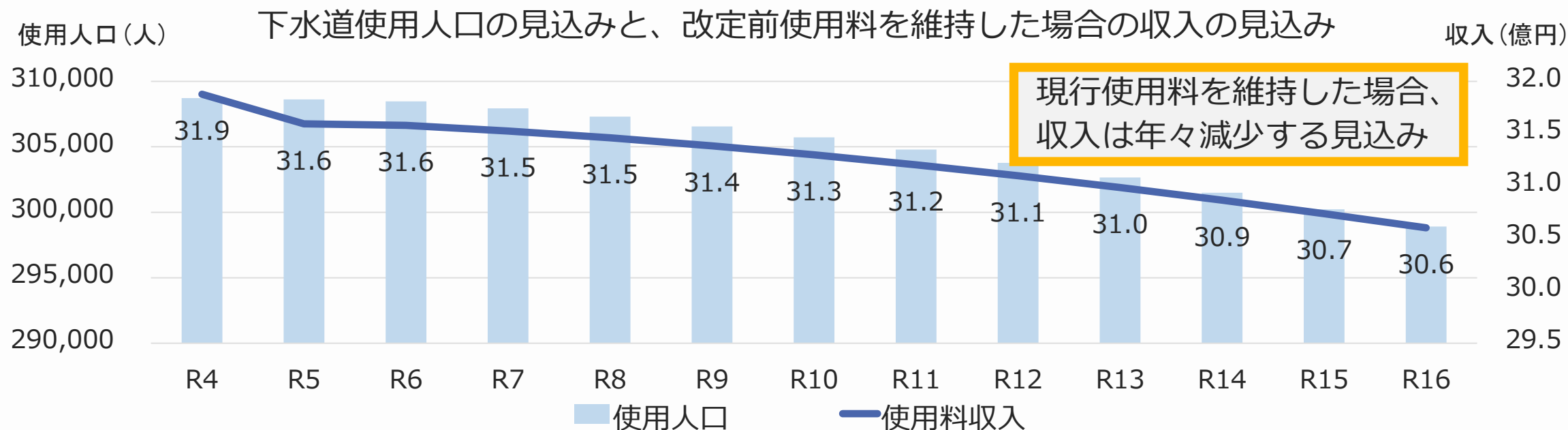
1. 改定の背景

－(3) 川越市の課題②

課題②：収入の減少

- 人口減少に伴い、**下水道使用料収入が減少**していくことが見込まれています。

※ 公共下水道事業の経費は、使用量（下水排除量）に関わらず固定的に生じる費用が多くを占めるため、人口の減少に伴い下水排除量が減少したとしても経費に大きな変動はなく、一人あたりの経費が増大していくこととなります。



※川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）をもとに作成

1. 改定の背景

－(4) 川越市の課題③

課題③：経費の増加

- 主なものとして、埼玉県に支払う流域下水道維持管理負担金※が値上がりしています。

※ 流域下水道維持管理負担金とは・・・

川越市では、下水の処理場を所有せず

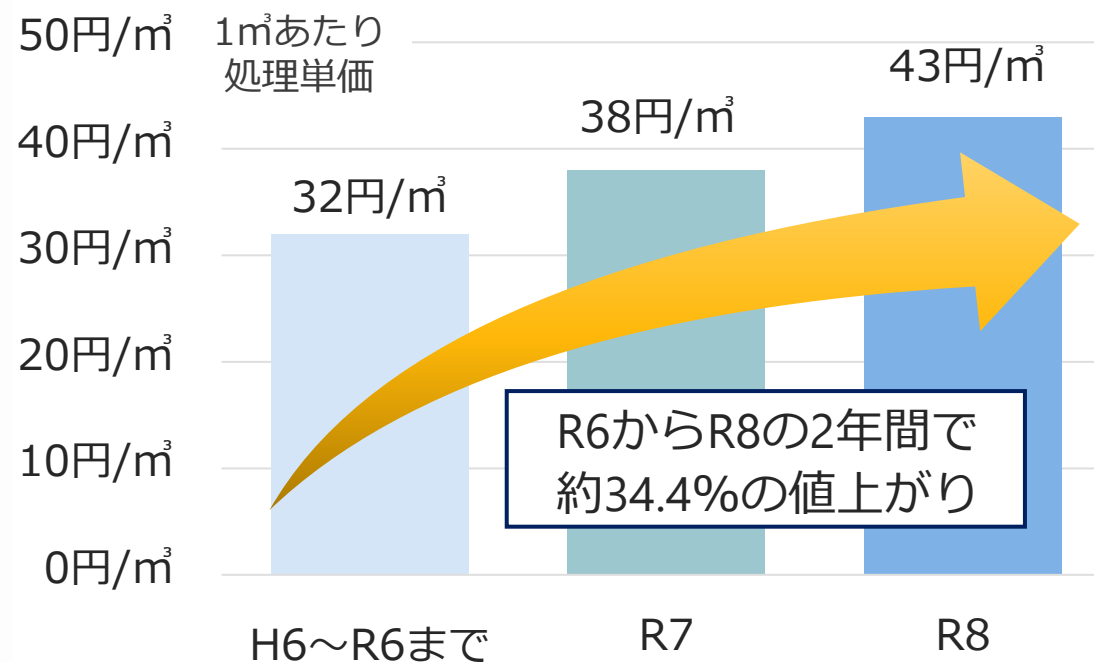


埼玉県が運営する荒川右岸流域下水道に参加し
維持管理に係る負担金を支払い下水処理を実施

【荒川右岸流域下水道 構成団体（10市3町）】

川越市、所沢市、狭山市、入間市、朝霞市、
志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、
三芳町、川島町、吉見町

※ 流域下水道維持管理負担金の推移

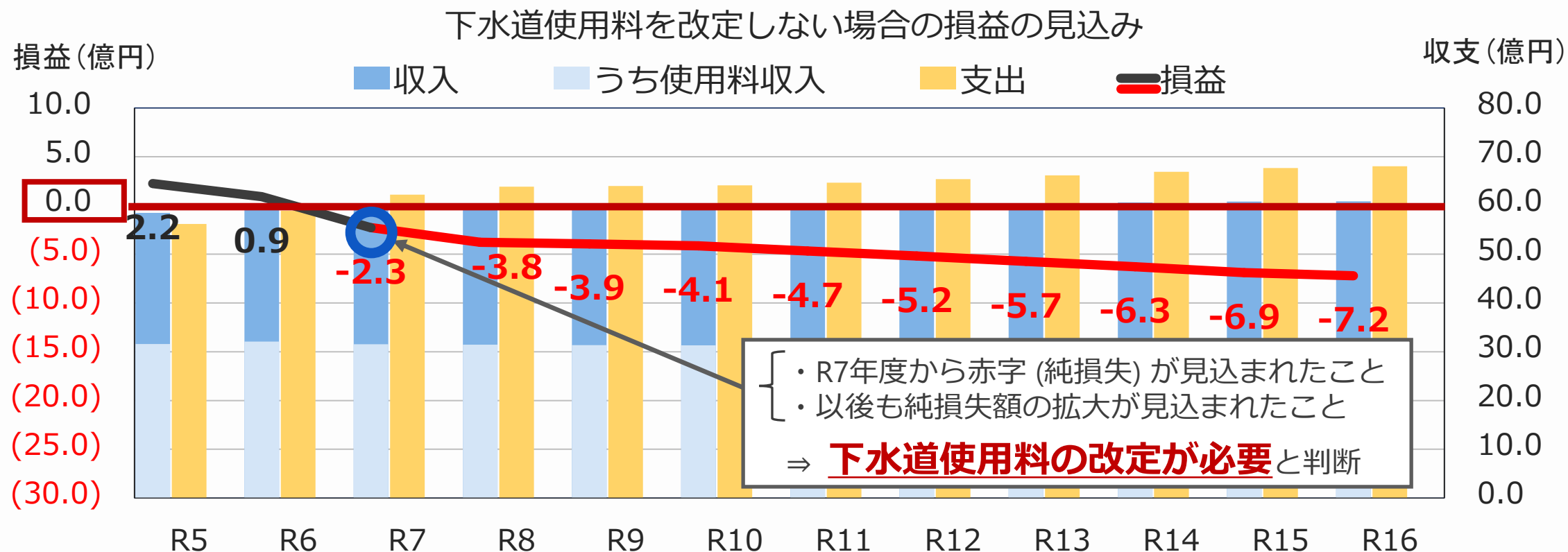


1. 改定の背景

－(5) 今後の収支の見通し

事業環境の変化・川越市の課題を踏まえての今後の損益の見込み

- 使用料改定を行わない場合、赤字（純損失）が拡大していく見込みです。



※川越市上下水道事業経営戦略（令和7年度版）をもとに作成

INDEX

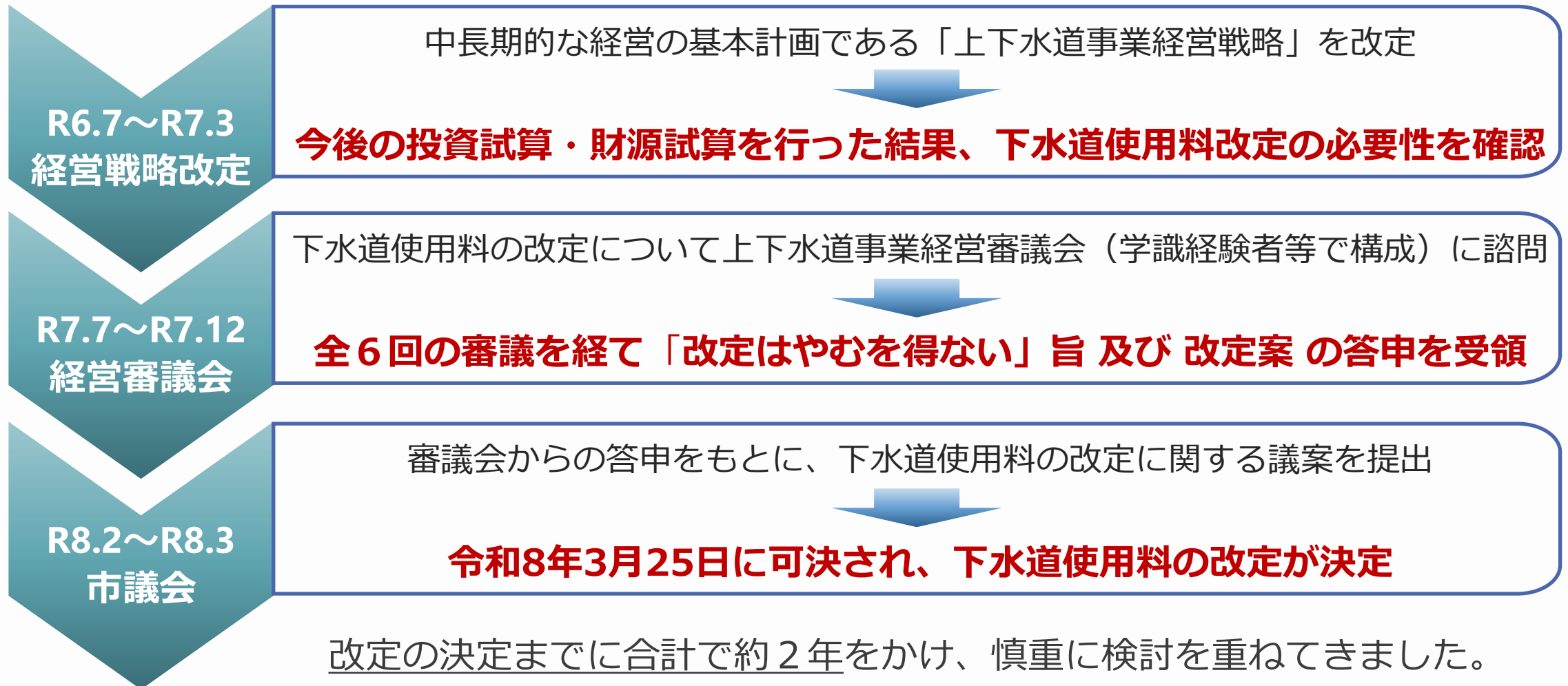
－ 目次 －

- 1 | 改定の背景
- 2 | 検討の経過
- 3 | 主な検討内容
- 4 | 改定の内容
- 5 | Q & A

2. 検討の経過

－(1) 改定内容決定までの流れ

- 今回の改定内容の検討から決定までの大まかな流れは以下のとおりです。



2. 検討の経過

－(2) 経営審議会の審議の流れ

- 上下水道事業経営審議会における審議の経過については以下のとおりです。

回 数	開催日	内 容
第1回	令和7年7月8日	<u>【諮問】「下水道使用料の改定について」</u> 審議 ・ 下水道使用料の改定について
第2回	令和7年7月24日	審議 ・ 使用料改定率 ・ 使用料算定の基本的な考え方について
第3回	令和7年8月18日	審議 ・ 基本料金の算定について
第4回	令和7年10月2日	審議 ・ 使用料改定案について
第5回	令和7年10月23日	審議 ・ 使用料改定案について
第6回	令和7年11月13日	審議 ・ 答申案の検討
答 申	令和7年12月25日	<u>【答申】「下水道使用料の改定について」</u>

川越市上下水道事業経営審議会から
答申書を受理

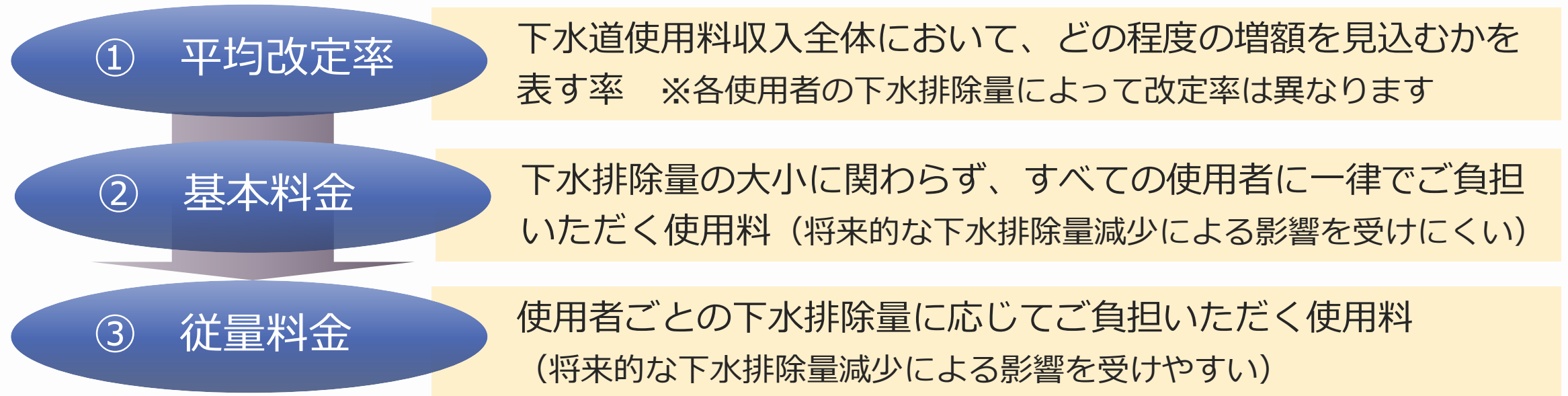


← 答申書はこちらから
ご覧いただけます

2. 検討の経過

－(3) 改定内容の検討の流れ

- 今回の改定内容のポイントとなる項目について、主に①～③の流れで検討を行いました。



※ 川越市の下水道使用料は「基本料金」と「従量料金」で構成されています（二部使用料制）

改定前の川越市の下水道使用料収入に占める割合は、基本料金収入：11.7%、従量料金収入：88.3%（R6年度実績）と従量料金収入の比重が大きく、将来的な人口減少により、使用料収入の大幅減が見込まれることが課題となっていました。

⇒ 従って、将来に渡って安全で安定的な下水道サービスの提供を続けていくため、
「基本料金収入の割合を高め、経営の安定化を図る」という方向性で改定内容の検討を行いました。

INDEX

－ 目次 －

- 1 | 改定の背景
- 2 | 検討の経過
- 3 | 主な検討内容
- 4 | 改定の内容
- 5 | Q & A

3. 主な検討内容

－(1) 検討項目①

主な検討項目①：平均改定率

前提

今後の事業に要する財源の不足を補うため、企業債の借入と下水道使用料改定のバランスを検討

⇒ 上下水道事業経営戦略どおり **改定率は40%程度に設定** することが妥当と判断



結果

直近の実績値をもとに改定前の収入見込額及び改定後の必要収入額を推計したところ、約12億円が不足

⇒ **平均 38.1%** の改定が必要と判断

【参考（R9～R11の3年間の平均収入見込額）】

【改定前】年間の収入見込額：約31.5億円

不足額：約12億円

【改定後】年間の必要収入額：約43.5億円

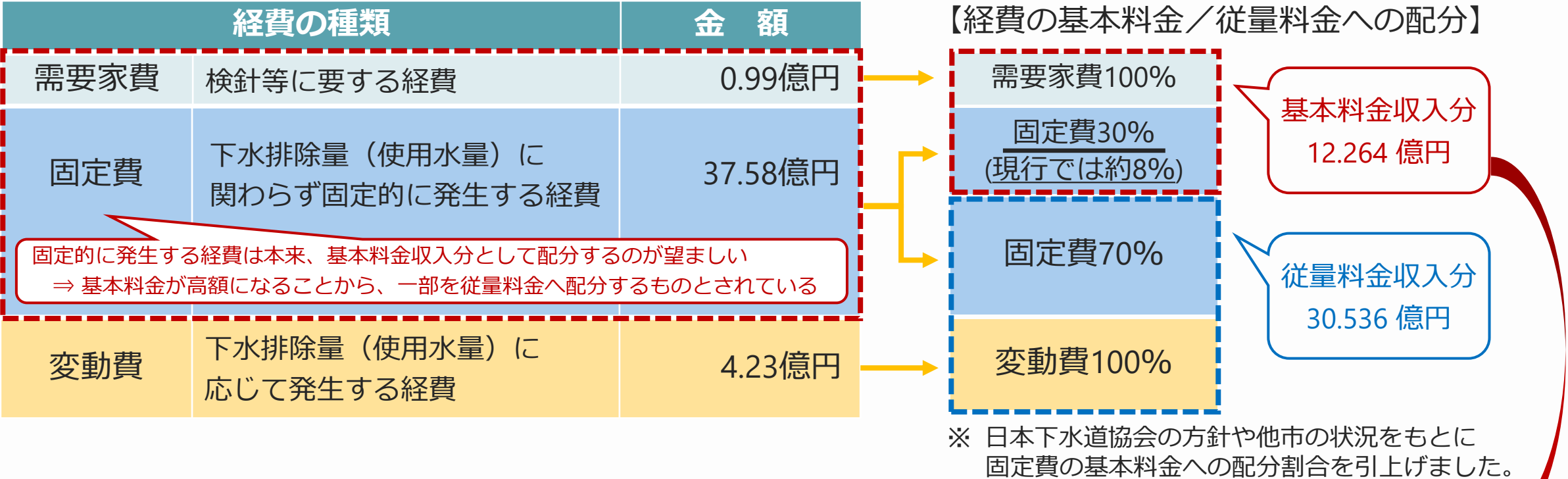
$$\begin{aligned} &12.0\text{億円} \div 31.5\text{億円} \\ &= \text{約}38.1\% \text{の改定} \end{aligned}$$

3. 主な検討内容

－(2) 検討項目②

主な検討項目②：基本料金（下水排除量（使用水量）の大小に関わらず一律で同額ご負担いただく料金）

- 基本料金収入分として配分した経費の合計額を年間請求件数(月換算)で割り、基本料金額を算出しました。



$$\therefore \text{1件当たり基本料金額} : \text{基本料金収入分への配分額 } 12.264\text{億円} \div \text{年間請求件数 } 186.8\text{万件} = \mathbf{657 \text{円}}$$

3. 主な検討内容

－(3) 検討項目③

主な検討項目③：従量料金（下水排除量（使用水量）に応じてご負担いただく料金）

- 最小区分の単価の改定率は抑え、その他の区分の単価はおおよそ同率となるよう算出しました。

	下水排除量（使用水量）	現行（改定前）	改定後	改定額	改定率
従量料金 （下水排除量 1m ³ 当たり単価）	10m ³ までの分	45 円／m ³	50 円／m ³	5円／m ³	約11 %
	10m ³ を超え 20m ³ までの分	80 円／m ³	90 円／m ³	10円／m ³	約13 %
	20m ³ を超え 30m ³ までの分	105 円／m ³	119 円／m ³	14円／m ³	
	30m ³ を超え 50m ³ までの分	130 円／m ³	147 円／m ³	17円／m ³	
	50m ³ を超え 200m ³ までの分	150 円／m ³	170 円／m ³	20円／m ³	
	200m ³ を超え 500m ³ までの分	175 円／m ³	198 円／m ³	23円／m ³	
	500m ³ を超える分	190 円／m ³	215 円／m ³	25円／m ³	

- ・ 基本料金の改定の影響が大きい少量使用者に配慮し、最小区分の単価の改定額、改定率を抑制
- ・ その他の区分については、おおよそ同程度の改定率にて改定額を設定

INDEX

－ 目次 －

- 1 | 改定の背景
- 2 | 検討の経過
- 3 | 主な検討項目
- 4 | 改定の内容**
- 5 | Q & A

4. 改定の内容

－(1) 改定の要旨

①

平均改定率 ※ は **38.1%**

②

改定日は 2026年（令和8年）**10月1日**

③

改定は2009年（平成21年）以来 **17年ぶり**

※ 平均改定率 = 「改定前の下水道使用料収入見込額の平均額」と
「改定後の下水道使用料必要収入額の平均額」から算定

下水道使用料収入全体において、
どの程度の増額を見込むかを表す率

（各使用者の下水排除量によって改定率は異なります）

4. 改定の内容

－(2) 改定後の使用料（現行との比較）

【改定前後の下水道使用料表】

（1か月あたり・消費税抜き）

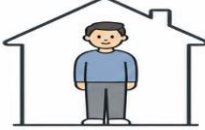
区 分	下水排除量（使用水量）	改定前	改定後	増加額
基本料金	一律（下水排除量に関わらず）	200 円	657 円	457 円
+ 従量料金 （下水排除量 1m³当たり単価）	10m ³ までの分	45 円/m ³	50 円/m³	5 円/m ³
	10m ³ を超え 20m ³ までの分	80 円/m ³	90 円/m³	10 円/m ³
	20m ³ を超え 30m ³ までの分	105 円/m ³	119 円/m³	14 円/m ³
	30m ³ を超え 50m ³ までの分	130 円/m ³	147 円/m³	17 円/m ³
	50m ³ を超え 200m ³ までの分	150 円/m ³	170 円/m³	20 円/m ³
	200m ³ を超え 500m ³ までの分	175 円/m ³	198 円/m³	23 円/m ³
	500m ³ を超える分	190 円/m ³	215 円/m³	25 円/m ³

4. 改定の内容

－(3) モデルケースごとの使用料目安

【改定前後の下水道使用料の比較（モデルケース）】

（2か月あたり・消費税込み）

世帯人数（目安）	下水排除量	改定前 使用料
 1人	10 m ³	935 円
 2～3人	30 m ³	2,310 円
 4～5人	50 m ³	4,345 円
 6人以上	70 m ³	6,930 円
 店舗・会社等	1,000 m ³	176,220 円
 病院・工場等	10,000 m ³	2,057,220 円



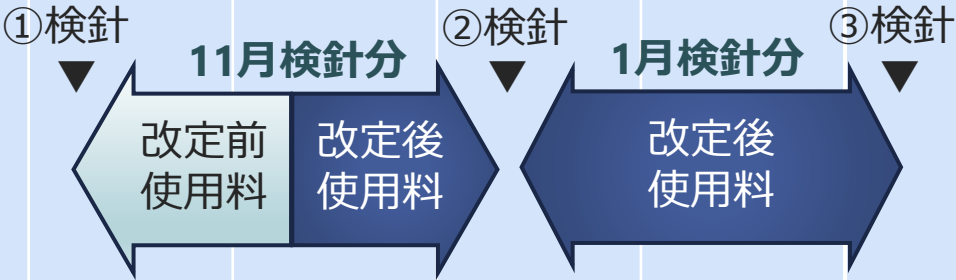
改定後 使用料
1,995 円 【+1,060 円】
3,535 円 【+1,225 円】
5,834 円 【+1,489 円】
8,760 円 【+1,830 円】
200,391 円 【+24,171 円】
2,328,891 円 【+271,671 円】

4. 改定の内容

－(4) 適用時期

下水道使用料 { ・ 「水道メーターの検針値（使用水量）＝下水排除量」として使用料を算定
・ 検針、料金等のお知らせは隔月実施（偶数月検針の地区と奇数月検針の地区が存在）

【令和8年9月以前から継続してご使用いただいている場合の改定後使用料適用時期】

	R8年 8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	説 明
偶数月 検針地区							① 10月検針分までは 改定前使用料 適用 ② 12月検針分 以降は 改定後使用料 適用
奇数月 検針地区							① 9月検針分までは 改定前使用料 適用 ② 11月検針分 は下水排除量の 1/2に改定前使用料＋1/2に改定後使用料 適用 ③ R9.1月検針分 以降は 改定後使用料 適用

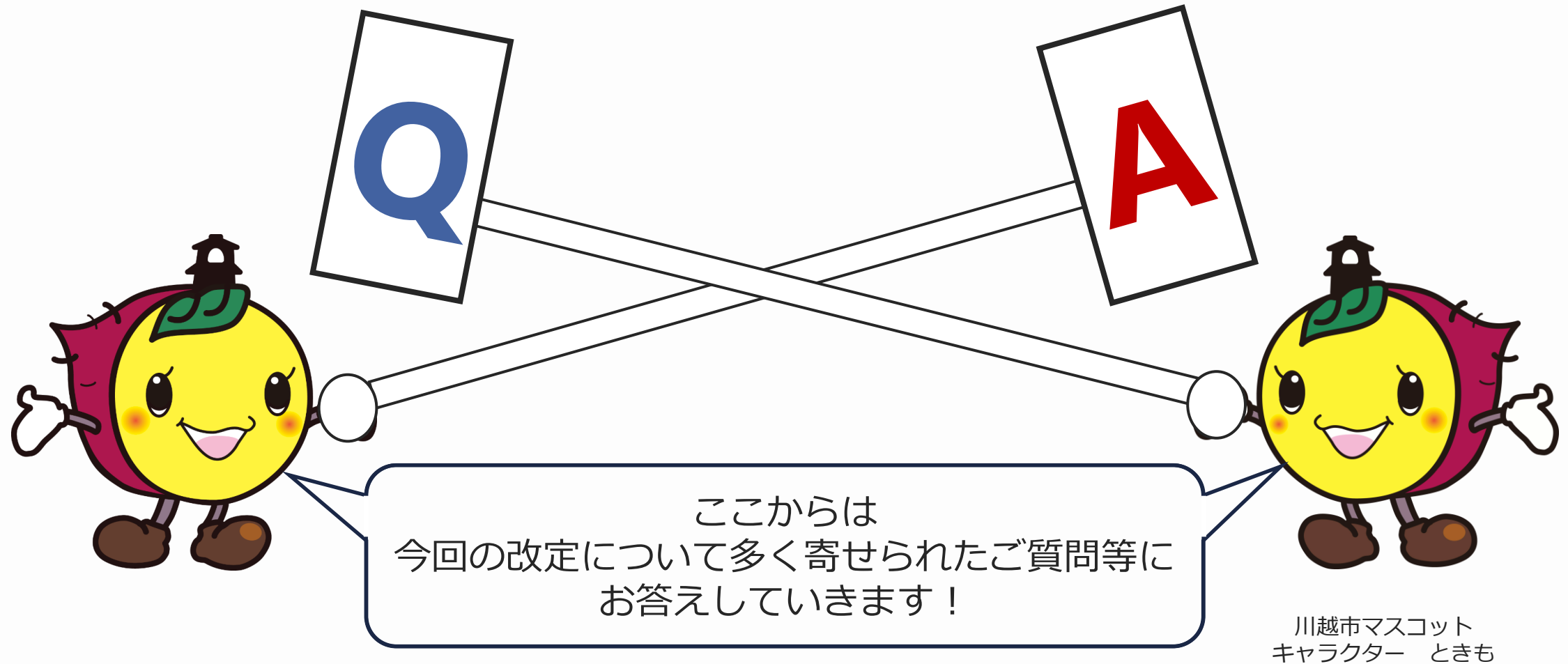
※ 改定日（令和8年10月1日）以降から使用開始の場合は、初回検針分から改定後使用料が適用されます。

INDEX

－ 目次 －

- 1 | 改定の背景
- 2 | 検討の経過
- 3 | 主な検討項目
- 4 | 改定の内容
- 5 | Q & A

5. Q & A



5. Q & A

Q 1 : 改定後の下水道使用料はどのように計算するのですか？

A 1 : 以下の計算例のとおり計算します。



【計算例：1回の検針（2か月使用）における下水排除量が 58m^3 の場合】

⇒1か月あたりの排除量は $58\text{m}^3 \div 2 = \text{「}29\text{m}^3\text{」}$ として、改定後使用料表に当てはめて計算します。

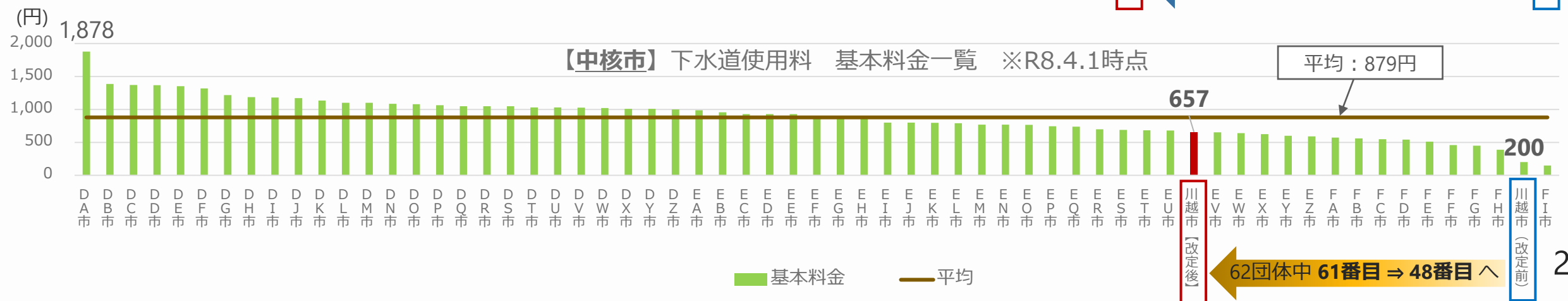
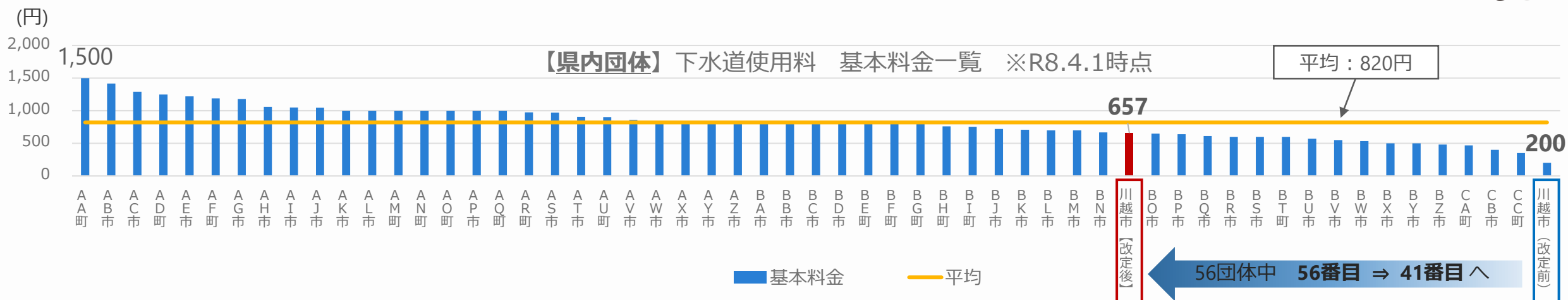
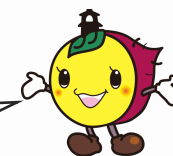
区 分	下水排除量	(a)排除量の幅	(b)使用料	計算式【(a) × (b)】
基本料金	一律	—	657 円	① 一律 × 657円 = 657 円
従量料金	10m^3 までの分	10m^3	50 円/ m^3	② $10\text{m}^3 \times 50\text{円} = 500 \text{ 円}$
	10m^3 を超え 20m^3 までの分	10m^3 ($20\text{m}^3 - 10\text{m}^3$)	90 円/ m^3	③ $10\text{m}^3 \times 90\text{円} = 900 \text{ 円}$
	20m^3 を超え 30m^3 までの分	9m^3 ($29\text{m}^3 - 20\text{m}^3$)	119 円/ m^3	④ $9\text{m}^3 \times 119\text{円} = 1,071 \text{ 円}$

∴ ①～④の合計： $3,128 \text{ 円} \times 2 \text{ (か月)} \times 1.10 \text{ (消費税)} = \text{合計 } 6,881 \text{ 円}$

5. Q & A

Q 2 : 基本料金の値上げ額が大きいのではないですか？

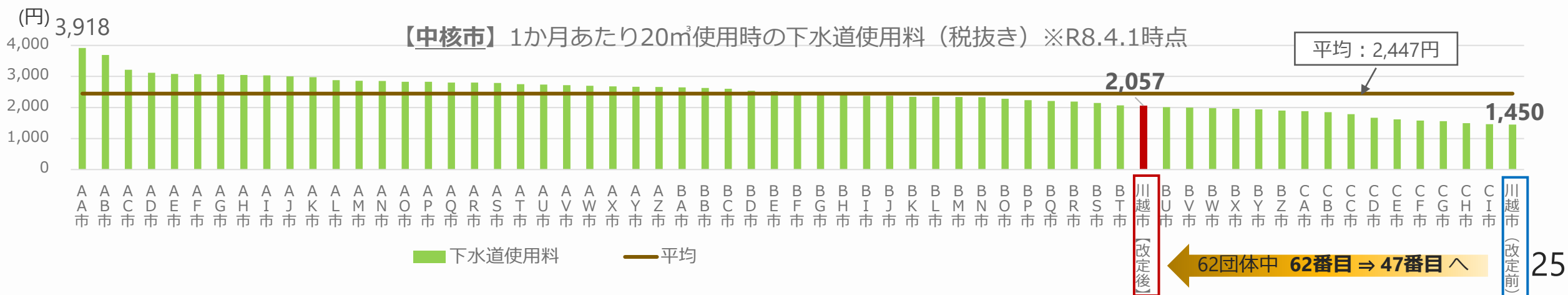
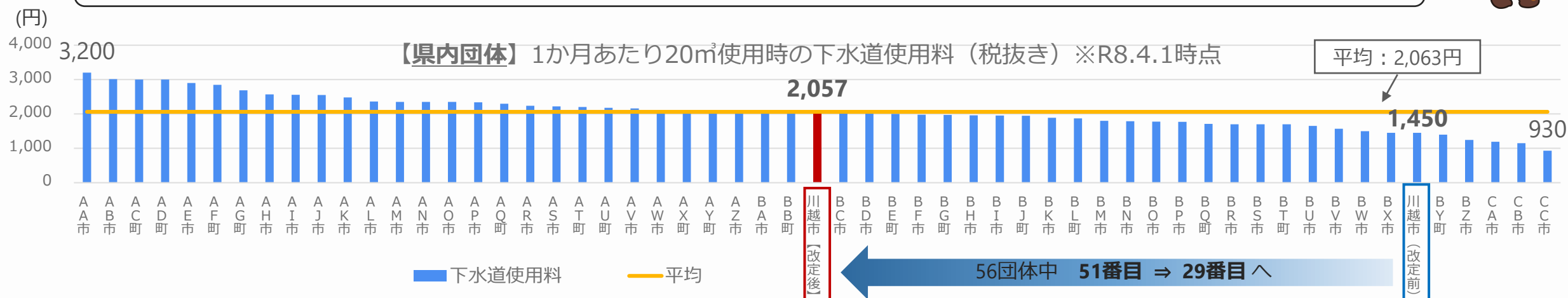
A 2 : 改定前に比べると高くなるものの、改定後でも他団体平均より低い水準にあります。



5. Q & A

Q 3 : 下水道使用料の金額は、他団体に比べてどの程度に位置するのですか？

A 3 : よく比較に用いられる「1か月・20m³使用時」の使用料で見ると以下のとおりになります。



5. Q & A

Q 4 : 改定後の下水道使用料がわかる早見表などがありますか？

A 4 : 市ホームページに使用料簡易計算ツールや使用料早見表を掲載しています。

※ 市ホームページはこちらからご覧いただけます ⇒



【市ホームページ「下水道使用料を改定します」抜粋】

使用料簡易計算ツール (Excel)

使用料早見表

改定後の下水道使用料の計算

以下の「下水道使用料簡易計算ツール」を使って、改定後の下水道使用料のシミュレーションができます。

携帯電話等で計算ツールが開けない場合は、「下水道使用料早見表」をご確認ください。

[📄 下水道使用料簡易計算ツール（一般用、2ヶ月分、税込み）（Excel 557.0KB）](#)

[📄 下水道使用料早見表（一般用、2ヶ月分、税込み）（PDF 270.1KB）](#)

水道料金・下水道使用料計算シミュレーション（一般用）

・検針票をご用意ください。
・検針票を見ながら、**黄色部分**に数値を入力してください。

①「口径」を選択してください。 mm

②「下水道使用の有無」を選択してください。
※下水道の使用がない場合、「下水排除量」は空欄になっています。

③「水道使用量」を入力してください。 m³

④「下水排除量」を入力してください。 m³

	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)	請求額合計 (円)
基本料金【税抜き】 (改定前との差額)			
従量料金【税抜き】 (改定前との差額)			
合計料金【税抜き】 (改定前との差額)			
合計料金【税込み】 (改定前との差額)			

下水道使用料 改定前後早見表（2か月あたり・税込み）

※下表の改定後使用料は「令和8年12月検針・請求分以降」適用されます。
(令和8年10月以前の検針・請求分は改定前使用料が適用されます。令和8年11月の検針・請求分のみ改定後使用料が異なるため、令和8年11月分の早見表をご覧ください)

排除量 (m)	現行 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
31	2,398	3,634	+1,236
32	2,486	3,733	+1,247
33	2,574	3,832	+1,258
34	2,662	3,931	+1,269
35	2,750	4,030	+1,280
36	2,838	4,129	+1,291
37	2,926	4,228	+1,302
38	3,014	4,327	+1,313
39	3,102	4,426	+1,324
40	3,190	4,525	+1,335
41	3,305	4,656	+1,351
42	3,421	4,787	+1,366
43	3,536	4,918	+1,382
44	3,652	5,049	+1,397
45	3,767	5,179	+1,412

※ 使用料早見表は、5月・6月の検針時にお配りしたチラシや、広報川越6月号折込みの「上下水道局だより 臨時号」でもご確認ください。 26

5. Q & A

Q 5 : 下水道使用料だけでなく、水道料金も改定されるのですか？

A 5 : 今回の改定は下水道使用料のみですが、水道料金の状況についてご説明します。



【水道事業が抱えている課題】

資材等
の高騰

水道管をはじめとした水道施設の維持管理や更新に必要な資材や燃料などの費用の高騰

老朽化
対 策

管路経年化率の上昇（令和6年度末時点：31%）に伴う老朽化対策の必要性の高まり

※ 管路経年化率：法定耐用年数を経過した管路延長の割合

県水の
値上げ

配水量の9割近くを占める県から購入している水（県水）の単価が今年度から74.74円 / m³に上昇

※ 昨年度までの県水単価は61.78円/m³（昨年度比+23.0%）

これらの課題を踏まえ・・・

令和8年7月14日付で

上下水道事業経営審議会に対し

「水道料金の改定について」

を諮問（意見を求めること）し、
審議を開始しています。

諮問の
様子



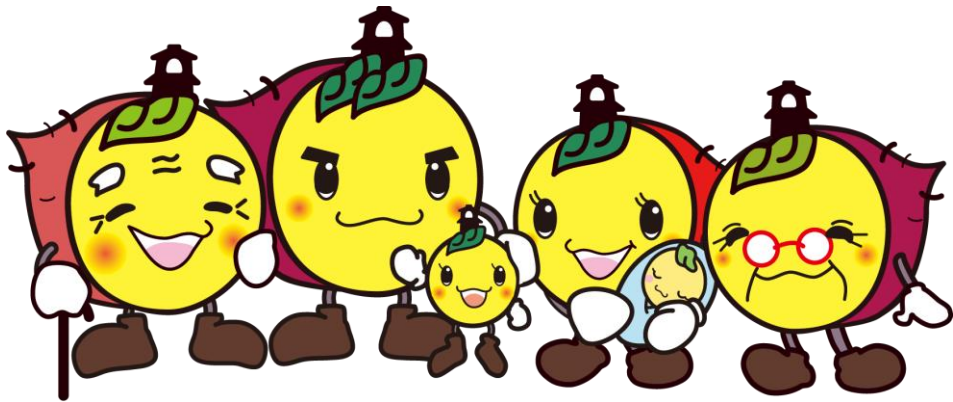
※ 審議の経過は随時、市ホームページにてお知らせします。



将来にわたり、安全に公共下水道をお使いいただくための改定です。

皆様にはご負担をお願いすることになりますが、

ご理解とご協力をお願いいたします。



ご質問・ご意見につきましては
お電話または市ホームページ内の
お問い合わせフォームから受け付けています！

【問合せ】

川越市上下水道局 総務企画課 企画担当

住所：川越市三久保町20-10 川越市上下水道局2階

電話：049-223-3063 FAX：049-223-3078